

# 高齢者の方の外出をサポートする事業所情報

恵みの西町内会会長 武藤 光一  
" 福祉部部长 渡井 育子

身体障害等で、自力での外出に不自由のある方を対象に  
自宅と医療機関等の送迎を行います

## 利用できる方

恵庭市内に居住していて、概ね65歳以上の高齢の方  
身体障害により車イス等を使用しなければ移動が困難な方  
(事前に利用者登録が必要です)

\* 介護保険法による通院等乗降解除のサービスを受けることが  
出来る方は除きます

## 利用できる内容

1. 市内医療機関に通院の時
2. 行政、教育機関等が実施する事業へ参加するとき

## 利用できる時間帯

毎日、午前9時から午後5時まで(年末年始は除く)

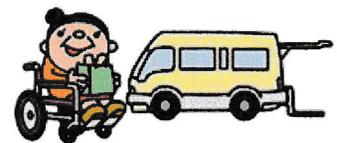
## 利用料金

片道200円

## 申込先

恵庭市社会福祉協議会

(高齢者等外出支援サービス事業)



## ◀ 外出支援サービスに関する Q&A ▶

### 利用できる場合

| 問 い                                       | 答 え   |
|---|---|
| 1. 市内の <b>歯科医院</b> への通院はできますか。            | <input type="radio"/> 利用できます。                       |
| 2. <b>リハビリ</b> のために通院したいのですが利用できますか。      | <input type="radio"/> 利用できます。                       |
| 3. 市内の病院で <b>人工透析</b> を受けていますが利用できますか。    | <input type="radio"/> 利用できます。                       |
| 4. <b>鍼灸院</b> への通院は利用できますか。               | <input type="radio"/> 医療保険の適用であれば利用できます。            |
| 5. 処方箋が出ているので <b>薬局</b> に行きたいのですが利用できますか。 | <input type="radio"/> 医療機関への通院の一連の流れとなりますので、利用できます。 |
| 6. <b>メガネ</b> を作りたいのですが利用できますか。           | <input type="radio"/> 医療機関（眼科）より処方箋が出ていれば利用できます。    |
| 7. <b>土曜日</b> に通院したいのですが利用できますか。          | <input type="radio"/> 利用できます。必ず利用希望日の3日前までにお申込み下さい。 |



### ----- この部分は要介護1～5の方も利用できます -----

|  |   |
|--|---|
| 8. <b>市役所</b> への届出や手続き、 <b>選挙の投票</b> に行きたいのですが利用できますか。 | <input type="radio"/> 利用できます。   |
| 9. <b>図書館（分館も含む）</b> に本を借りに行きたいのですが利用できますか。            | <input type="radio"/> 図書館は恵庭市が運営する施設ですので利用できます。   |
| 10. <b>市内で行われる催し（イベント）</b> に参加したいのですが利用できますか。          | <input type="radio"/> 恵庭市が主催する行事やイベントに利用できます。これらのイベントは土曜日や日曜日に行われることが多いのですが、事前にお申込みいただければ利用ができます。 |
| 11. 小学校で行われる <b>入学式や発表会、参観日</b> など学校行事のために利用できますか。     | <input type="radio"/> 市内の小・中学校で行われる行事であれば利用できます。  |
| 12. <b>市内の JR 各駅</b> まで利用できますか。                        | <input type="radio"/> 外出の目的が市外医療機関への通院や市外福祉施設の利用、裁判所など市外の行政機関の利用であれば利用できます。                       |

13. **当日申し込み**でも利用できますか。

○ **出来る限り3日前まで**にお申し込み下さい。当日申し込まれた場合は、時間の調整をさせていただく場合があります。ただし、土曜日・日曜日は当日のお申し込みはできません

14. 利用に際して**付き添い**が必要ですか。

○ お一人でも不安のない方は必要ありません。付き添いの方がいないので不安と言う方は、社会福祉協議会のボランティアセンター（電話32-0007）までご相談下さい。介助ボランティアを調整いたします。

15. **医療機関を受診した後に歯科医院**に行きたいのですが、料金はどうなりますか。

○ 行き先が2箇所になりますので600円（200円×3回）となります。自宅→病院→市役所と利用した場合も同様に600円となります。

### 利用できない場合

16. **札幌市や千歳市の病院**へ通院したいのですが、利用できますか。

× 市外への利用はできません。ただし身体に障がいのある方へ相談・補装具費支給の判定業務等を行う札幌市身体障害者更生相談所等への送迎は可能ですので、ご相談ください。その際、1キロメートルにつき20円の利用料となります。

17. **現在要介護2の認定**を受けています。病院へ通院したいのですがこのサービスを利用できますか。

△ 病院の通院については、介護認定で要介護1から5の認定を受けている方は、介護保険サービスの通院等乗降介助をご利用できますので、まず恵庭市へ確認下さい。

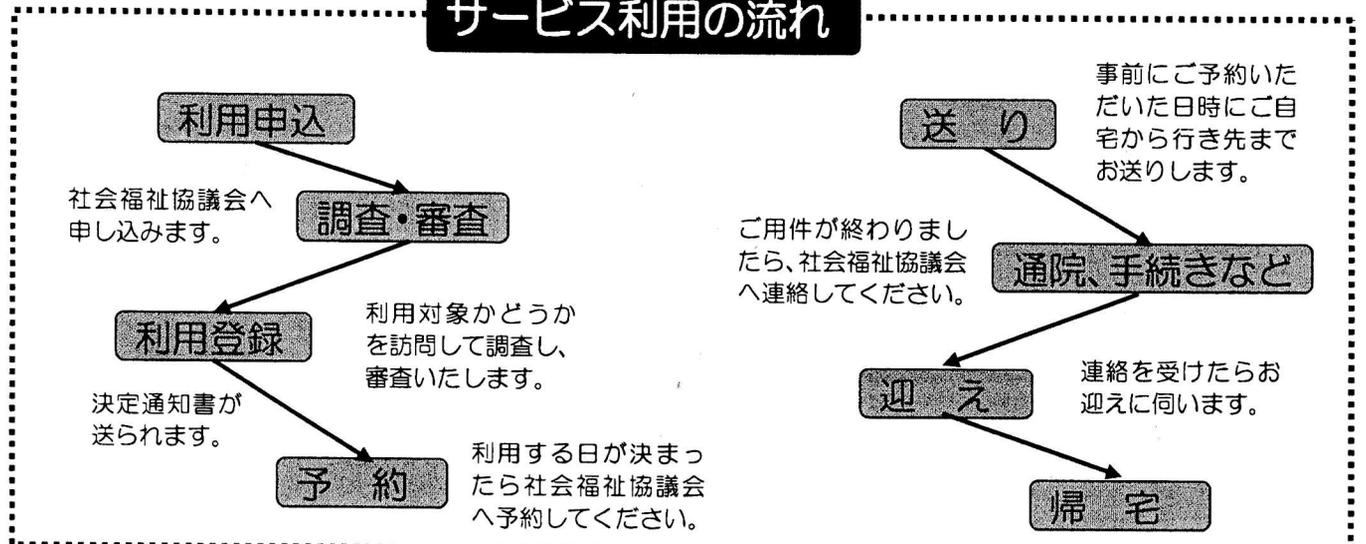
18. **スーパーへの買い物**に行きたいのですが利用できますか。

× 日用品の買い物への利用は対象としておりませんので利用できません。金融機関や理美容院などの利用も同様に対象外となります。

19. **午後5時以降**に利用できますか。

× 原則午前9時～午後5時までの利用時間となっております。但し、医療機関の受診時間や待ち時間の状況により対応することもあります。開始時間が午後5時以降の利用はできません。

### サービス利用の流れ



## 利用できる方

下記の要件のいずれかに該当する方が利用できます。

- (1) おおむね65歳以上の高齢の方で、車いすなどを使用しなければ移動することが困難な方や、移動する際に一部介助が必要な方。
- (2) 身体の障がいにより、車いす等を使用しなければ移動が困難な方。
- (3) 上記(1)、(2)のほか、会長が特に必要と認めた方。

※介護保険法(平成9年法律第123号)による訪問介護の通院等乗降介助のサービスを受けることができる方は除きます。

## 利用できる場合

- (1) 恵庭市内の医療機関への通院のとき。
- (2) 行政や教育機関等が実施する事業へ参加するとき。
- (3) 上記(1)、(2)のほか、会長が特に必要と認めたとき。

※2・3ページに事例を掲載しています。



## 利用できる日時

このサービスを利用できる日時は原則として毎日午前9時から午後5時までです。  
(但し、12月29日から1月3日までは除きます。)

## 利用登録が必要

このサービスを利用するためには事前に登録が必要になります。下記まで直接お申込みいただくか、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどへご相談下さい。

## 利用料が必要

片道200円、往復で400円となります。片道だけの利用も可能です。

## 利用日の予約

利用日の3日前までに恵庭市社会福祉協議会へ電話により予約をお願いします。利用の予約は月曜日から金曜日までの午前8時45分～午後5時15分までをお願いします。

ご利用希望日の指定時刻に移送車両がお迎えに伺います。

なお、翌月分の予約は前月15日以降より受付いたします。

### <申込先・予約先>

恵庭市社会福祉協議会 (恵庭市末広町124)

電話 33-9436